

東京都公衆浴場振興条例（案）について

2016年2月17日

日本共産党東京都議会議員団

公衆浴場（銭湯）は、都民の公衆衛生とともに、健康増進や住民相互の交流など福祉の向上に重要な役割を果たしています。さらに、日本の庶民文化を継承・発信する存在として、その文化的価値を楽しむ人が増え、またスポーツ愛好家や観光客などからの注目も高まっています。

一方で都内の銭湯は630軒にまで減少し、浴場振興は喫緊の課題となっています。そこで日本共産党都議団は、東京都がこれまで以上に総合的・計画的に施策を推進するための「公衆浴場振興条例」を都議会に提案します。

【条例（案）のおもな内容】

- (1) 公衆浴場振興は、①浴場経営者や関係団体の主体的な努力を促進すること、②経営の規模や形態、地域の特性、立地条件等に十分配慮して行うことなどを定めています。また、都の責務として、①施策を総合的かつ計画的に実施することや、②浴場経営者や関係団体、区市町村の取組に必要な支援を行うことを明記しました。
- (2) 施策の総合的・計画的な推進をはかるため、「公衆浴場の振興に関する計画」を策定することを定めました。計画策定にあたっては、浴場関係者や都民の意見を反映するよう「努めなければならない」としました。
- (3) 浴場振興施策として、①都民等の公衆浴場の利用の機会の確保、②情報の提供、③次世代への継承、④東京都の他の施策との連携、⑤経営安定への支援、⑥資金の円滑な供給、⑦必要な助成や上下水道料金の軽減等の措置、⑧事業継承への支援、⑨文化的・歴史的価値の保存・継承及び活用の9つをあげ、東京都が必要な財政措置を講じて、推進することとしました。
- (4) 「銭湯の日」（10月10日）を東京都として条例で定めるようにしました。